

明年1月この上限は失業と年金拠出については毎月4,000マルクから4,200マルクに、疾病保険拠出については3,000マルクから3,150マルクに上げられる。この結果個々の被用者が支払う毎月の拠出の最大は（雇用主も同額を出すが）現在の600マルクから766マルクとなるわけで、1949年にはこれは50マルク以下だったのである。

最近の年金調整法により拠出の増額は既に計画に入っている。ところが最近遺族年金の問題で憲法裁判所の判決があって、女性は現在死亡した夫の年金の60%しか受給しないことになっているのを、男性と同じに扱うことにされるようになり、このために必要な費用に対処できるかどうか、ということが問題になっている。政府はこの判決に対応する法案を準備中であるが、この問題は同時に女性の社会的地位の全面的見直しを必要とするわけで、委員会では様々な改革案を出している。

ところがこの時になって労働省のAnke Fuchs女史が年金への課税計画及び年金基金への雇用主の拠出割合の増加案を打ち出したため、新しい問題が起きた。女史の意図はこの拠出割合は企業の給料支給総額を基礎とするのではなく、その総取引高によるようにするというのである。もし1981年以後も年金が、政府の約束しているような賃金俸給の増加と歩調を揃えて、増額されていくのなら、財政上の理由でどうしてもこのような措置をとらざるをえない、と女史は説明したのであった。

この計画が具体的に進められているわけではないと、慌てて打消しはしたが、この与えた影響は大きかった。総選挙前の1年間年金論争でわきたった。このように論争が激化したのは社会保障の将来が暗い見通しに覆われているためで、労働省の報告によると、20年後には年金への拠出だけで所得の30%に達するという。これは出生率の低下、経済成長の鈍化及び失業のためである。勤労者はこのような大きな負担に耐えないと考えられるので、政府はこの解決に躍起になっているが、今の所どうしてもサービスの切下げは避けられず、いずれの党が政権を担当するにしても頭の痛いことである。

Financial Times, October 22.

（安積銳二　国立国会図書館）

芸術家の社会保障をめぐって

（西ドイツ）

文学者、画家、彫刻家、音楽家、ジャーナリストといった芸術家について、その社会保障の法制化は長年議論されてきたが、10月12日与野党はこの改善について改めて確認した。もっとも意見の相違も大きく、議会の委員会で関係団体の公聴会が予定されている。

現在の法案によるとすべての芸術家は、法律による老齢または疾病保険に加入していない限り、保険義務をもつ。被保険者は一般の被用者と同様拠出額の半分を負担し、残りの半分は出版者、画商といった人々への割当により、報酬の約8%の額を積立て、それに連邦の補助金を加えて貯なう。法律発効の時に50歳を越えている者、および法定の保険に等しい額の民間保険に加わっている者は保険義務が免除される。

連邦労相Herbert Ehrenbergは芸術家社会保険は社会保険制度の中の痛い溝を埋めるものだ、と強調している。社会は芸術家を必要としているのであり、だからその社会保障は決して恩恵や扶助ではなく、当然な要求を履行することだというわけである。

野党側の批判は特に草案では現実の社会的事故をカバーしていない点を衝いている。そしてまた特に出版者、画商等による賦課を問題にし、これは一種の擬制的な雇用主拠出という不自然な方法だと攻撃するのである。

これに対し与党は、例えば定価25マルクの小説を書いた場合、出版者の賦課

は20ペニーとなるが、これはドイツ国民が芸術家をそれだけ評価していることになる、と反論している。

Süddeutsche Zeitung, 13/14 Oktober.
(安積銳二 国立国会図書館)

児童保健保証プログラムの審議 (アメリカ)

さる10月16日、17対5の票決で「児童保健保証プログラム」(C H A P)法案(下院提出4962号)が下院商務委員会を通過した。

C H A P 法案は、児童に対して現行のメディケイドの検査とフォロー・アップ・プログラムを増進し、18歳までの児童にそれを強制適用し、最初の間、児童に対するこのサービスを、貧困な妊産婦に対しても拡充することを州に義務づけるものである。また同法案は、受給要件として、多くの州レベルを越える所得水準を設定し、必要とされるサービスの適用、範囲および期間を制限することを州に禁じている。この法案が完全実施されれば、新規の連邦支出にさらに約10億ドルを追加することになる。

同じ内容であるが、より制限的な上院法案(上院提出1204号)が、さる7月30日に議会で報告されたが、いまだ上院審議にかかっていない。

9月27日と10月11日に開催された下院商務委員会の会議で、プログラムの規模を引き下げる修正が拒否された。拒否された修正の1点は、6歳までの児童に対するのみサービスを強制適用を拡充し、1年後18歳までの者に拡充しよう

とするものである。第2点は、児童および妊産婦の双方に対する受給資格としての所得制限を、公的な貧困水準の55%低くしようとするものである。この点につき、商務委員会・保健小委員会は、児童についての所得要件を貧困基準の66%、妊産婦についてのそれは80%の基準に設定した。

C H A P に要する費用の点から考えられたこの修正案は、ほとんどが「貧困労働者」の家庭の約100万人の児童を適用除外にするものであった。このことによって経費の約8%が節約される。しかし、長期的展望に立てば、これらの子供に早く適用することは、かえって安あがりなのかも知れない。

その他の商務委員会の審議は、妊娠中絶が母体の安全を守るために、また強姦もしくは近親相姦による妊娠を中絶するために行われるかぎり、中絶しようとする妊産婦は、C H A P の貧困女子に対する適用から、除くか、ということを取り上げた。

次に開催される委員会の議題は、C H A P を1980-83会計年度の時限立法とすることの可否についてである。

最終的には、C H A P の割当予算を州は全部費消する必要があるが、現在メディケイドの受給資格のない児童と妊産婦については、適用者および給付を州の自由裁量で決定することになるかも知れない、と見る者もいる。

Congressional Quarterly Weekly Report, Oct. 13, 20, 1979

(藤田貴恵子 参議院・社会労働委員会調査室)